## 愛 媛 県 博 物 館 協 会 会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県博物館協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長所属の施設におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、愛媛県における博物館・美術館・資料館・宝物館・水族館・動物園・植物園等の教育的展示施設(以下「博物館等」という)及びその関係者の協力により、博物館等の事業の普及発達を図ることを目的とする。 (事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - 1 博物館相互の連絡、情報の交換
  - 2 博物館等の事業にかかる関係機関との連絡及び協力
  - 3 博物館等に関する一般知識の普及、及びその利用の奨励
  - 4 研究会、講演会及び講習会等の開催
  - 5 その他適当と認めた事業

第3章 会員

- 第5条 愛媛県内における博物館等をもって正会員とする。
- 2 役員の選出、総会の決議にあたっては、その代表者 1 名に限り資格及び 権利を有す。
- 第6条 正会員は、次の区分により会費を納めるものとする。

県 立 年額 4,000円

市町立 年額 3,000円

私 立 年額 2,000円

(賛助会員)

- 第7条 博物館事業関係者、その他本会の趣旨に賛同する個人で、年額1口 1,000円以上を納めた者を賛助会員とする。
- 第8条 賛助会員は、第4条に掲げた本会の事業による利益を得るほか博物 館等利用について特別な便が得られる。

第4章 役員及び職員

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 若干名

監事 2名

- 2 役員は、総会において正会員の中から選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再選することができる。
- 4 役員は、任期満了後も後任者が選出されるまでは、引き続きその職務を 行うものとする。

(役員の任務)

- 第10条 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は会の運営、事業計画等を審議し、監事は会計の監査を行う。 (職員)
- 第11条 本会の事務を処理するため、事務職員若干名をおくことができる。
- 2 事務職員は会長が委嘱する。

第5章 会議

(会の召集)

- 第12条 会議は総会及び理事会とし、会長が召集する。
- 2 総会及び理事会の定例会は年1回開催し、必要あるときは別に臨時会を開くことができる。

(会議の構成)

- 第13条 総会は正会員をもって構成する。
- 2 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

(議決)

第 14 条 会議は出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決する ところによる。

第6章 会計

(経費)

第 15 条 本会の経費は、会費、賛助会費、補助金、寄付金等をもって支弁 する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

付則 (旧会則〔昭和35年7月1日制定〕全部改正)

- 1 この会則は、昭和 58 年 5 月 17 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から 適用する。
- 2 この会則施行の際、改正前の会則によって選任されている役員については、本会則第9条により選任されたものとみなす。ただし、任期については従前のとおりとする。